

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和8年1月21日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象業務

業務名 (発注課)	令和8年度 佐久市指定家庭系一般廃棄物収集袋製造販売委託業務(単価契約) (環境部 生活環境課)
業務場所	佐久市内及び市外(一部)
業務概要	佐久市指定家庭系一般廃棄物収集袋製造販売業務 一式
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則第103条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和7年度佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に、「その他の物品」を種別とし、「雑貨品」または「その他物品」項目への登録があること。
- (4) 佐久市内に本店又は支店・営業所等を有していること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年1月21日(水)から入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市環境部生活環境課
入札参加申請受付	令和8年1月21日(水)から令和8年1月26日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部。 ・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)へ持参により提出のこと(郵送は不可)。
設計図書等の入手	令和8年1月21日(水)から入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年1月22日(木)から令和8年1月27日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること (質問内容がわかるように具体的に記載すること。) ・佐久市環境部生活環境課(本庁3階)へ持参。
回答の期日	令和8年1月29日(木)以降	・生活環境課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和8年2月3日(火) 午前9時30分から(郵送不可)	・佐久市役所 議会棟 第4委員会室

落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること(郵送不可)。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所:佐久市環境部生活環境課(本庁3階)
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分前払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 注意事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- ・本入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じることとする。契約予定日は令和8年4月1日とする。

6 担当部課(問い合わせ先)

公告及び業務の内容	佐久市 環境部 生活環境課 (長野県佐久市中込3056) TEL 0267-62-3094 FAX 0267-62-2289 Eメール seikan@city.saku.nagano.jp
-----------	---